

志賀原子力発電所1号機 復水器の点検・補修について
(復水器内の細管からの漏水)

本日、午前9時30分北陸電力㈱より、志賀原子力発電所1号機の復水器での海水の混入に上昇が見られたことから、発電所出力を低下させた上で、復水器内の点検・補修を行うとの連絡があった。(安全協定第9条に基づく連絡、第1報は提供済み)

参考：北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/news/04062501.pdf>

本件については、平成16年6月4日、北陸電力より復水器内へ海水の混入があることが公表されていたものであるが、その後、混入する量に増加が見られたことから、点検・補修を行うこととしたものである。

参考：北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/news/04060401.pdf>

本事象は、安全協定第9条に該当するものであり、県及び関係市町では、本日午後1時15分より立入調査を実施し、当該箇所の導電率(海水が混入した場合に上昇がみられる測定値)の状況と志賀原子力発電所1号機の運転状況を確認し、外部への影響等について特に問題がないことを確認している。

(立入者：(7名)石川県、志賀町、富来町、田鶴浜町、中島町)

県では、今後も点検・補修の作業状況に応じ、適宜立入調査を実施し、補修が適切に行われたかどうかを確認することとしている。

また、本件については、安全協定第9条に該当する事象であるが、予防保全の観点から点検・補修を行うものであり、その補修方法が確立されているものであることから、対策が確実に実施されれば、出力を復旧することについては、問題がないものとする。

平成16年6月25日
原子力安全対策室
(直通) 076(225)1465
(県庁内線) 4234